

ロケ撮影物件登録申込書

登録番号

登録物件	土地、建物、個人宅、商店など、その名称	
所在地	〒 厚木市	
所有者 (管理者)		
電話番号		
F A X		
携帯電話		
メール アドレス	携 帯 :	
	パソコン :	
撮影可能な曜日、時間など	写真裏面に施設名等を書き、この枠内におさまるよう写真を貼付してください。 (追加写真、パンフレットなどある場合は、裏面に貼付してください) ※ 封入等で写真が折れてしまう場合は、貼付せずに同封してください。こちらで貼付します。必ず、裏面に施設名等を書いてください。	
撮影場所のPR		

上記のとおり、厚木市内ロケ撮影物件登録に申し込みます。

また、制作会社等から物件依頼があった場合、記載内容を提供することに同意します。

代表者名

印

あなたのお住まいやお持ちの物件などを 映画やドラマの舞台としてみませんか？

厚木市では、市のPRや地域振興、市民参加などを図るため、映画やテレビドラマなどの撮影を誘致・支援する「フィルム・コミッション」を行っています。ついては、ロケ地となる土地や施設を登録していただける方を募集します。

登録していただける方は、次の登録要項をよく読み、裏面の登録申込書に必要事項を記入の上、あつぎフィルム・コミッション担当（厚木市広報シティプロモーション課）へご提出ください。

ロケ地登録要領

【趣旨】

映像制作者からのロケ適地紹介の依頼に効率的に対応するため、ロケーション撮影が可能な施設等を登録する制度です。

【登録条件】

- 1 施設等は厚木市内に所在するものに限りします。
- 2 あつぎF Cからは、使用料等のお支払いは致しません。ロケ撮影に伴う施設使用料や電気料、水道料などの経費の負担等金銭に関わる交渉については、直接、映像制作者と行っていただきます。
- 3 用途は特に問いません。
例として学校、病院、広場、空き地、工場、倉庫、廃ビル、庭園、畑、喫茶店、レストラン、居酒屋、企業の施設、マンション、ホテル、旅館、神社、一軒家、農家などあらゆる施設が対象となります。
- 4 登録により、必ずしも撮影のための使用をお約束するものではありません。
- 5 映像制作者との連絡・調整はフィルム・コミッション職員が対応し、下見・撮影の際は状況により立会います。撮影内容等によってはお断りしていただいても結構です。

【登録申込方法】

所定の登録申込書に必要事項を記載し、あつぎF Cあてに提出してください。

【その他】

映画やテレビ番組等の撮影を誘致するためにホームページやPRパンフ等に情報を掲載させていただきます。

あつぎフィルム・コミッション担当(厚木市広報シティプロモーション課)

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

電話:046-225-2040 ・ FAX:046-223-9951

Eメール : 0200@city.atsugi.kanagawa.jp

